

看護小規模多機能型居宅介護 サービス
重要事項説明書



ローカルコモンズ・ホッとルーム

ローカルコモンズ・ホッとルーム

(看護小規模多機能型居宅介護サービス)

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

| | |
|------------|---------------------------|
| 事業者（法人）の名称 | 社会医療法人社団陽正会 |
| 主たる事務所の所在地 | 〒729-3103 広島県福山市新市町新市37番地 |
| 代表者（職名・氏名） | 理事長 寺岡 謙 |
| 電話番号 | 0847-52-3140 |

2. ご利用事業所の概要

| | |
|-------------|-------------------------------|
| ご利用事業所の名称 | ローカルコモンズ・ホッとルーム |
| サービスの種類 | 看護小規模多機能型居宅介護サービス |
| 事業所の所在地 | 〒729-3212 広島県福山市新市町新市 56 番地 1 |
| 電話番号 | 0847-54-0115 |
| 管理者名 | 田中 節子 |
| 指定年月日・事業所番号 | 2014年7月1日 |
| 登録定員 | 29人 |
| 通いサービス定員 | 18人 |
| 宿泊サービス定員 | 9人 |
| 通常の事業の実施地域 | 福山市日常生活圏域 |

3. 事業の目的と運営方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助等を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練およびその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。 |
| 運営の方針 | 1. 当事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護多機能型居宅介護サービス計画に基づいて、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練および日常生活または療養生活を支援します。 |

| | |
|--|---|
| | 2.事業の実施にあたっては、福山市、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 |
|--|---|

4. 施設の概要

当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。

| 居室・設備の種類 | 室数 | 備考 |
|----------|----|----|
| 個室 | 9室 | |
| 食堂・居間 | 1室 | |
| 脱衣室 | 1室 | |
| 浴室 | 1室 | |
| 機械浴室 | 1室 | |
| 相談室 | 1室 | |

その他 消防設備

※上記は、厚生労働省が定める基準により、必置が義務付けられている施設・設備です。

5. 提供するサービスの内容と利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の3つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合 (介護保険の給付となるサービス)
- (2) 利用料金が医療保険の給付の対象となる場合 (医療保険の給付となるサービス)
- (3) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (保険の給付とならないサービス)

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、利用者の負担額割合に応じた額となります。(I)～(III)のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に定めます。

(I) 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の必要な援助を提供します。

- ①日常生活上の世話及び機能訓練
- ②食事の提供 (ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます)
- ③入浴介助
- ④送迎
- ⑤居宅サービス

(II) 訪問サービス

訪問サービス実施のための必要な備品等 (水道・ガス・電気含む) は無償で使用させていただきます。

訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ①利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ②飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

③利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

④ その他契約者もしくはその家族に対して行う迷惑行為

* 通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、必要があれば電話等による見守り等の声かけを行います。

【介護サービス】

利用者宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

【看護サービス】

主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限りに、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整を図りながら看護サービスの提供を行います。

①病状・障害の観察

②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持

③食事および排泄等日常生活の世話

④床ずれの予防・処置

⑤リハビリテーション

⑥ターミナルケア

⑦認知症利用者の看護

⑧療養生活や介護方法の指導

⑨カテーテル等の管理

⑩その他医師の指示による医療処置

(Ⅲ) 宿泊サービス

当事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

(Ⅳ) 相談・助言等

利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

<サービス利用料金>

イ. 通い・訪問・宿泊をすべて含んだ一月単位の介護保険利用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた金額をお支払い下さい。

なお、法定代理受領の場合は、給付額を除いた金額（利用者の負担割合に応じた額）をお支払いいただきます。

| 基本料金 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| サービス料金 同一建物以外登録者 (1割負担額の場合) | 12,447円 | 17,415円 | 24,481円 | 27,766円 | 31,408円 |
| サービス料金 同一建物登録者 (1割負担額の場合) | 11,214円 | 15,691円 | 22,057円 | 25,017円 | 28,298円 |

* 登録定員を超えている場合若しくは人員配置不足、およびサービスの利用平均が週あたり4回に満たない場合には、上記金額の70/100を乗じた金額を算定します。

*主治医が、末期の悪性腫瘍その他※別に厚生労働大臣が定める疾病①により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記料金を減算します。

| 医療による訪問看護の減算 | 要介護1～3 | 要介護4 | 要介護5 |
|--|--------|---------|---------|
| 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合（1月につき） | -925円 | -1,850円 | -2,914円 |
| ※別に厚生労働大臣が定める疾病等①により頻回の医療保険の訪問看護が行われる場合（1日につき） | -30円 | -60円 | -95円 |
| 特別指示減算要介護1から3（1日） | -30円 | -60円 | -95円 |
| 訪問看護体制減算 | -925円 | -1,850円 | -2,914円 |

※別に厚生労働大臣が定める疾病①の内容とは次のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）をいう）、多系統縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ. 加算

サービス内容等に応じて加算されます。

| | | |
|--------|--|--------|
| 初期加算 | 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録してから起算して30日以内の期間について算定します。30日を超える入院後に再利用を再開した場合も同様です。 | 30円／日 |
| 認知症加算Ⅲ | 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められる認知症の者 | 800円／月 |
| 認知症加算Ⅳ | 要介護2以上であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 | 500円／月 |

| | | |
|-------------|--|-------------------|
| 退院時共同指導加算 | 病院等に入院中の者が退院にあたり、看護師等と共同指導を行った後に退院後、初回の訪問看護サービスを行った場合 (※別に厚生労働大臣が定める状態②にあるものについては2回) | 600円/回 (退院につき) |
| 看護体制強化加算 I | 主治医の指示に基づく看護サービスを提供し、医療ニーズに対応できる介護職員と連携体制やターミナルケアの実施および介護職員等による喀痰吸引等の実施体制を整え支援した場合 | 3000円/月 |
| 看護体制強化加算 II | 医師による指示を文書で受け医療ニーズの高い中重度の要介護者が療養生活を送るために必要な居宅での支援に取り組む | 2500円/月 |
| 緊急時訪問看護加算 | 24時間電話等により常時対応できる体制にあって、かつ緊急時における訪問を必要に応じて訪問看護サービスを行う場合 | 774円/月 |
| 特別管理加算 (I) | 別に厚生労働大臣が定める状態②のイに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合 | 500円/月 |
| 特別管理加算 (II) | 別に厚生労働大臣が定める状態②のロからホに該当する状態にある者に対してサービスを行う場合 | 250円/月 |
| ターミナルケア加算 | 在宅または看護小規模多機能型居宅サービス事業所で死亡された利用者に対して、基準に適合している事業者が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日 (別に厚生労働大臣が定める疾病①および急性憎悪等の場合は1日)以上ターミナルケアを行った場合 | 2,500円/ 死亡月に1回 |
| 総合マネジメント加算 | 利用者の生活全般に着目し、日頃から主治医や看護師、他の事業者といった多様な主体と意思 | 1,200円/月 |

| | | |
|---------------|---|----------|
| | 疎通を図り、適切に連携するための体制構築に取り組むなどの積極的な体制を行った場合。 | |
| 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） | 利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、利用開始時等に評価をするとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価の結果等を厚生労働省に提出した場合 | 3円/月 |
| 排せつ支援加算（Ⅰ） | 排せつに介護を要する利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携をした看護師が利用開始時に評価をするとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価の結果等を厚生労働省に提出し、排泄支援に当たって当該情報等を活用している場合 | 10円/月 |
| 科学的介護推進体制加算 | 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している場合 | 40円/月 |
| 訪問（介護）体制強化加算 | 要介護者であって、居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行った場合 ①訪問サービスを担当する従業員を2名以上配置。 ②全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が1月当たり延べ200回以上ある場合 | 1,000円/月 |
| サービス体制強化加算（Ⅱ） | ①従業者に個別研修計画を作成し、研修を実施又は実施予定 ②利用者の情報・留意事項の伝達または従者の技術指導を目的とした会議を定期的開催 | 640円/月 |

| | | |
|------------------|-----------------------------------|------------|
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所の場合 | 所定単位×10.2% |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） | | 所定単位数の1.2% |
| 介護職員等ベースアップ等支援加算 | 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかを取得している場合 | 所定単位数の1.7% |

※別に厚生労働大臣が定める状態②にあるものとは次のとおりです。

- イ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ. 在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態
- ハ. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ. 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

◆緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化過加算、サービス提供体制加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目です。

◆月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

ただし、月途中からの登録または登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

◆利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。

（下記（3）①及び②参照）

◆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

◆介護保険申請期間中に暫定で利用をご希望された場合

①認定結果が要支援の場合、申請期間中の負担額は要介護1の基本料金の10割と別途加算料金10割の合計をいただきます。

②認定結果が要支援の場合、速やかに関係機関と連携を図りサービス調整を行います。

（2） 利用料金が医療保険の給付の対象となるサービス

医療保険による訪問看護

イ. 基本利用料

(被保険者証の種別によって、下記料金の自己負担額が1～3割と異なります)

| | | | |
|---------------|----------|----------|----------|
| 訪問看護基本療養費 (I) | | 週3日目まで | 週4日目以降 |
| | 保健師・看護師等 | 5,550円/日 | 6,550円/日 |
| | 准看護師 | 5,050円/日 | 6,050円/日 |

| | | |
|-----------|--|---------------------|
| 訪問看護管理療養費 | 安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提供するとともに、訪問看護の実施に関して計画的な管理を継続して行なった場合 | 月の初日の訪問 7,400円/日 |
| | | 2日目以降 2,980円/日 |

ロ. 医療保険による加算料金

サービス内容等に応じて、加算されます。

(被保険者証の種別によって、下記料金の自己負担額が1～3割と異なります)

| | | |
|------------|--|---|
| 難病等複数回訪問加算 | 特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上の訪問看護を行った場合 | 1日2回の訪問 4,500円×訪問日数 |
| | | 1日3回以上の訪問 8,000円×訪問日数 |
| 長時間訪問看護加算 | 1回の訪問看護の時間が2時間を越えた場合 | 5,200円/週1回を限度 |
| 夜間早朝訪問看護加算 | 夜間(午後6時から午後10時)又は早朝(午前6時から午前8時)の時間に訪問看護を行なった場合 | 2,100円/日 |
| 深夜訪問看護加算 | 午後10時から午前6時(深夜)の時間に訪問看護を行なった場合 | 4,200円/日 |
| 24時間対応体制加算 | 電話等により看護に関する意見を求められた場合、常時対応できる体制にあり、さらに必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にある場合 | 5,400円/月 |
| 特別管理加算 | 特別な管理を必要とする者(*②別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの)に対して、利用者に係る訪問看護の実施に関する | (*②別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの)のイ(重症度の高い状態) 5,000円/月 |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | る計画的な管理を行った場合 | (*②別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの)の ロ～ホ 2,500円/月 |
| 訪問看護ターミナル ケア療養費 | 在宅で死亡した利用者に対して、主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施し、かつターミナルケアに係る支援体制について利用者およびその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合 | 20,000円/死亡月に 1回 |

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 2,000円

②食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食 350円・昼食 650円（おやつ代含む）・夕食 600円

③日常生活上必要となる諸費用（おむつ代・クリーニング代等）

実費

④レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、利用者にご説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法

上記（1）から（3）までの料金は、1ヶ月ごとにまとめて請求します。支払い方法は、原則口座引き落としと致しますが、場合によりご相談に応じます。

| 支払い方法 | 支払い要件等 |
|---------|--|
| 口座引き落とし | サービスを利用した月の翌月27日（27日が土日祝日の場合は翌営業日）に、指定する口座より引き落とします。 |

(5) 利用の中止、変更

1. 看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護サービス計画

に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護および看護を提供するものです。

2. 利用予定日の前に、利用者の都合によって、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
3. 前5項の(3)のサービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変等やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。
4. サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護サービス計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービス計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。

看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者との協議の上看護小規模多機能型居宅介護サービスで計画を定め、またその実施状況の評価します。

計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(7) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は5年間保存することとします。

6. 営業日時

| | | |
|------|---------|--------------|
| 営業日 | 3 6 5 日 | |
| 営業時間 | 通いサービス | 9時30分～16時30分 |
| | 訪問サービス | 24時間 |
| | 宿泊サービス | 16時30分～9時30分 |
| | 看護サービス | 8時30分～17時30分 |

尚、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとします。

また上記の営業時間の他、電話により24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができることとします。

7. 事業所の職員体制

当事業所では、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職

員として、以下の職種の職員を配置しています。

| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|---------|--------|-----|----|
| 管理者 | 1人 | | |
| 介護支援専門員 | | 1人 | |
| 看護職員 | 2.5人以上 | | |
| 介護職員 | 10人 | | |

* 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

8. サービス提供の担当者

あなたのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出下さい。

| | |
|----------|-------|
| 管理責任者の氏名 | 田中 節子 |
|----------|-------|

9. 緊急時における対応方法

看護小規模多機能型居宅介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医や協力医療機関に連絡する等の措置を講じると共に、緊急時の対応方法に指定された連絡先に報告します。

24時間訪問看護の対応ができます。

重要事項に関する同意書に緊急時の連絡先の欄を設けていますので必ずご記入下さい。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について（契約書第11条参照）

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。また、使用するにあたっては、

1. 利用者に関わる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護サービス計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
2. 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
3. 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合

4. 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

1 2. 契約の終了について（契約書第8条～10条参照）

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
2. 利用者の契約解除の申し出があった場合
3. 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
4. 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
5. 利用者が死亡した場合

1 3. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

| | | |
|---------|------|------------------|
| 事業所相談窓口 | 電話番号 | 0847-54-0620（代表） |
| | 担当者 | 管理者 田中 節子 |
| | 受付時間 | 8時30分～17時30分 |

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

| | | | |
|--------|--------------|------|--------------|
| 苦情受付機関 | 福山市介護保険課 | 電話番号 | 084-928-1259 |
| | 広島県国民健康保険連合会 | 電話番号 | 082-554-0782 |

1 4. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、
看規模多機能型居宅介護サービスについて知見を有する者等

開催：2か月に1回以上

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成

1 5. 協力医療機関

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

| | | | |
|----------|--------------------|------|--------------|
| 協力医療機関 | 社会医療法人社団陽正会 寺岡記念病院 | | |
| 所在地 | 広島県福山市新市町新市37番地 | 電話番号 | 0847-52-3140 |
| 協力歯科医療機関 | | | |
| 所在地 | | 電話番号 | |

16. 非常災害時の対応

当事業所では、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成します。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

<消防用設備>

- ・自動火災報知器、消火器等消防法による設備を設置しています。

<地震、大水等災害発生時の対応>

- ・災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

17. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者に迷惑となる行為はご遠慮ください。